

手当・助成 その他の制度

児童扶養手当（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童がいる場合に支給される手当です。所得制限があります。

◆支給要件

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、児童を監護しかつこれと生計を同じくする父、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童

◆手当が支給されない場合

- ①児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く。）に入所しているとき
- ②申請者や児童が日本国内に住んでいないとき
- ③父又は母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ④児童が父又は母の配偶者と生計を同じくしているとき

※受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合（対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む）には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。

◎手当の月額

	令和8年(2026年)4月分～	
	全部支給	一部支給
児童1人目	48,050円	48,040円～11,340円
児童2人目以降の加算額 (1人につき)	11,350円	11,340円～ 5,680円

※本人及び扶養義務者等の所得や扶養親族等の数に応じて、手当額を算定します。

○障害基礎年金等との併給調整の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い分）から、児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給できるようになりました。

児童手当（宇部市子ども政策課 TEL34-8330 FAX22-6051）

高校生年代まで（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

◎手当の月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、大学生年代までの子（22歳到達後最初の3月31日まで）のうち、3番目以降をいいます。

妊婦支援給付金（宇部市子ども支援課 TEL31-1732 FAX21-6020）

子育て世代が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、伴走型相談支援とともに経済的支援が実施されます。

対象者には申請書等交付されます。

◆対象者：市内に住所を有する妊婦

◆支給に必要な手続・支給額

区分	支給に必要な手続	支給額
妊婦支援給付金 (1回目)	妊婦は妊娠届出時に申請を行い、妊婦給付認定を受ける	5万円
妊婦支援給付金 (2回目)	妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う。 (原則、乳児全戸訪問後)	妊娠している 子どもの人数 ×5万円

特別児童扶養手当（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

身体や精神に政令で定める程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。所得制限があります。

※児童福祉施設入所中（入院は除く）や児童が障害を支給事由とする公的年金受給中の場合は支給されません。

◎手当の月額

区分	令和8年(2026年)4月分～
1級（重度障害児）	58,450円
2級（中度障害児）	38,930円

乳幼児・子ども医療費助成制度

（宇部市こども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051）

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるよう、宇部市に住む子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな育成を図ることを目的としています。

◆対象者：市内に居住地を有し、健康保険制度に加入する児童

ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

	乳幼児	子ども
助成対象期間	小学校就学前まで (満6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	小学1年生から高校3年生年代まで (満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)
助成の制限	所得制限なし ※県制度には所得判定があり、その基準を超えときは市独自制度となります。	所得制限なし
助成の方法	受給者には福祉医療費受給者証を交付します。 ・県内の医療機関で受診するときは、受付時に医療機関の窓口にて提示してください。	
助成の範囲	児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）を助成します。 学校管理下でのけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用できる場合は、対象外となります。	
一部負担金	無料	
有効期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで	

ひとり親家庭医療費助成制度

(宇部市子ども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051)

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成することにより、母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

◆対象者

市内に居住地を有し、健康保険制度に加入している方で、

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する

ひとり親家庭等の母又は父及び当該児童

イ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある父母のない児童

※ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している児童で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる方

※18歳の年度末を過ぎても、定時制高校や通信制高校に在学中の場合は延長受給を申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

助成の制限 (所得制限)	母又は父、児童及び扶養義務者全員が市区町村民税所得割非課税であること。 扶養義務者…住民票の世帯上ではなく、実際に児童と同居している親族のうち、直系親族および兄弟姉妹 ※年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）1人につき課税額から19,800円を控除して判断します。 ※16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき課税額から7,200円を控除して判断します。 ※所得制限は毎年8月に見直しをしますので、所得制限を超えていて前年度受給できなかった方はお問い合わせください。
助成の方法	受給者には福祉医療費受給者証を交付します。 ・県内の医療機関で受診するときは受付時に医療機関の窓口に提示してください。 ・県外の医療機関で受診したとき、又は受給者証を持参せず医療費を支払ったときは払戻しができません。
助成の範囲	母又は父及び児童の加入する健康保険が適用される医療費の自己負担分（入院時の食事療養費に係る自己負担分は除く）を助成します。 学校管理下でのだけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用できる場合は、対象外となります。
一部負担金	無料
有効期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで ※助成の開始日は、申請した日の属する月の初日から（離別や死別等の事由日が月の途中の場合は、事由日から）

未熟児養育医療（宇部市こども政策課 TEL34-8332 FAX22-6051）

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関において入院を必要とする乳児に対して、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

課税額に応じた自己負担金があります。ただし、福祉医療費助成制度を受給している方は、自己負担金を福祉医療費から充当することができますので、実質の負担はありません。

市内の指定養育医療機関：山口大学医学部附属病院

JR 通勤定期乗車券の特別割引制度

（宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051）

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JR の通勤定期（鉄道のみ）を必要とする場合、3 割引きで購入できます。児童の通学は該当ではありません。

水道料金の減額（宇部市水道局営業課 TEL21-2295 FAX21-2172）

水道メーターの口径が13mm の世帯で、ひとり親世帯（児童扶養手当受給中）の場合、基本料金から一定額が減額されます。

住宅に関する制度

市営住宅・県営住宅の優先入居

市営住宅：宇部市営住宅等指定管理者アジア JV TEL37-0211 FAX31-0566

県営住宅：（一財）山口県施設管理財団県営住宅管理事務所 宇部支所

TEL37-0878 FAX35-0233

20歳未満の親族を扶養している母子・父子世帯には、抽選方法等の優遇措置があります。

母子生活支援施設（宇部市こども支援課 TEL34-8447 FAX21-6020）

18歳未満のこどもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、こどもの養育を十分できない場合に、こどもと一緒に入所できる施設です。母子の自立にむけて総合的に支援します。